

参考資料

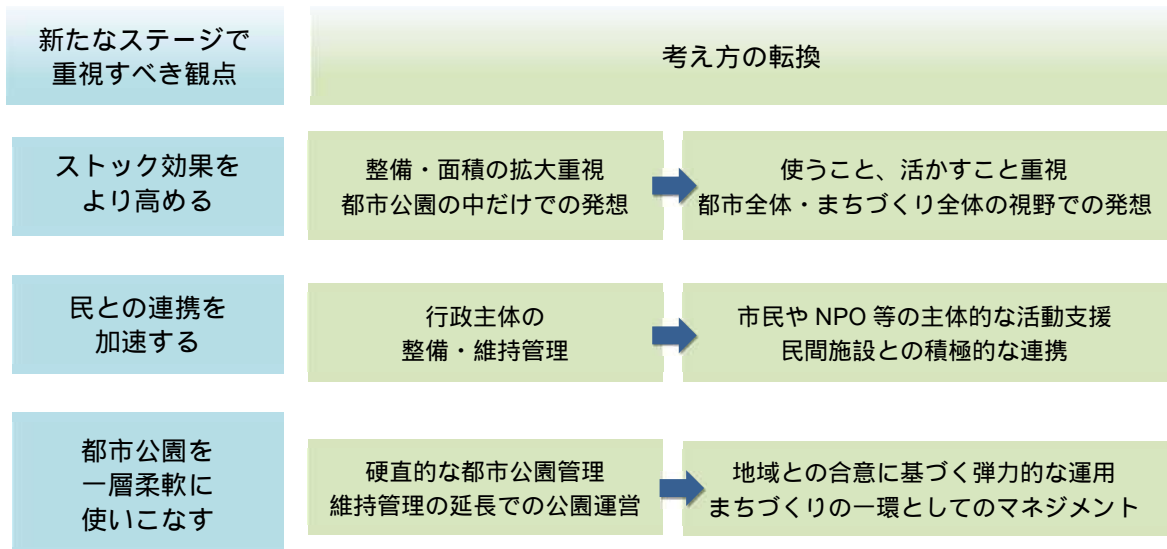
目 次

国の動向および関係する法改正	45
東京都の計画	47
練馬区およびみどりの概況	50
施策の認知度等	59
練馬区緑化委員会の答申	61
練馬区みどりの区民会議の提案	62
緑視率の調査方法	63
都市計画公園・緑地の整備方針	64
緑確保の総合的な方針	65

国の動向および関係する法改正

新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（平成28年5月）

国土交通省は「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」を発表し、これからのみどり施策について、重視すべき観点として以下の考え方を示しました。



これからの社会を支える都市緑地計画の展望（平成28年6月）

国の研究機関である国土技術政策総合研究所^{注1)}は「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」を発表し、みどりの総合計画を策定するにあたり、以下の着目すべき新たな視点を示しました。

【環境負荷の低減とQOLの向上】

緑地計画における主な指標として、これまで一人あたり公園面積や緑被率が用いられてきたが、人口減少時代の今日では、それだけで十分とはいえなくなっている。今後の緑の基本計画は、**緑の量的確保だけではなく、質的向上**が求められる。そのためには、従前の量的な評価だけでなく、緑の質や機能を評価する手法や指標を設定していく必要がある。

【地域が抱える社会問題の解決】

地域における緑の功罪は、人の活動の有無によって分かれる。**緑の量ではなく、そこで行われる人の活動に着目し**、その活動が行われることによって、社会問題がどの程度解決されたかという視点で緑地計画の成果を判断すべきである。

注1) 国土技術政策総合研究所：住宅・社会資本分野の国の研究機関。国土交通省の行政部門と連携し、技術政策研究の実施を通して、政策支援・技術支援を行っている。

関係する法改正

平成29年6月、民間活力を最大限に活かした、みどりとオープンスペースの整備や保全を効果的に推進するため、みどりに関する法が改正され、新たな制度が盛り込まれました。

また、都市農地に関連する法も改正・制定され、これまでの都市計画制度では「宅地化すべきもの」として位置づけられていた都市農地は、良好な都市環境を発揮させるために必要なものとして、見直しがなされました。

公園・緑地関連

都市公園法（平成29年改正）

- ・都市公園での保育所等を含む「社会福祉施設」の設置が可能に
- ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- ・公園の活性化に関する協議会の設置について追加

都市緑地法（平成29年改正）

- ・「緑地」の定義に「農地」が追加
- ・市民緑地認定制度の創設

都市農地関連

都市農業振興基本法（平成27年制定）

- ・都市農業の安定的な継続を図り、多様な機能を発揮させることで良好な都市環境を形成することが目的。同法に基づき、国は平成28年に「都市農業振興基本計画」を策定

都市計画法（平成29年改正）

- ・新たな用途地域として「田園住居地域」を創設

生産緑地法（平成29年改正）

- ・生産緑地の面積要件を条例で300㎡まで下げることが可能に
- ・生産緑地内に農家レストラン等の設置が可能に

都市緑地法（平成29年改正）

- ・「緑地」の定義に「農地」が追加

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年制定）

- ・都市農地の貸借により、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上を図る

東京都の計画

都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）

2040年代の目指すべき東京の都市の姿、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針および具体的な方策が示されています。

当グランドデザインでは地域の特色を活かしながら、東京全体の活力と魅力を発揮させるために、4つの地域区分を設定しています。

練馬区は「新都市生活創造域」に属しており、以下のような将来像が示されています。

新都市生活創造域

おおむね環状七号線から、西側はJR武蔵野線まで、東側は都県境までの区域

将来像

駅を中心に機能を集約した拠点が形成されるとともに、木造住宅密集地域の解消や大規模団地の更新などに併せ、緑と水に囲まれたゆとりのある市街地が形成され、子供たちが伸びやかに育つことができる快適な住環境が再生・創出されています。

さらに、農地、屋敷林、樹林地などが保全され、良好な緑地が維持されるとともに、誰もが気軽に利用できる農空間や公園などが確保され、子供や高齢者などのコミュニティ形成を図る身近な緑の空間の一つとして活用されています。

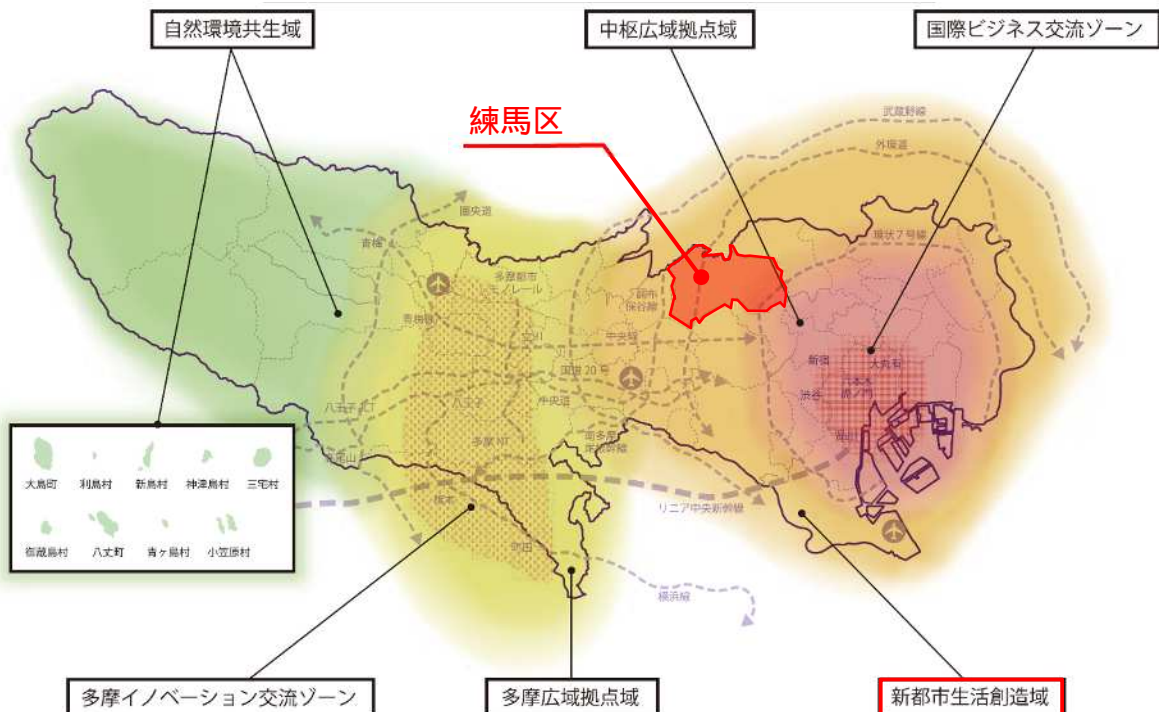


図1 都市づくりのグランドデザインにおける4つの地域区分と2つのゾーン

個別の拠点や地域の将来像

光が丘

駅周辺に商業、文化、医療などの生活に必要な機能の立地や更新が進み、豊かな街路樹や光が丘公園などの緑あふれる環境の中に多様な世代が住む、ゆとりとにぎわいのある住宅市街地が形成されています。

土支田～大泉学園町・外環道大泉IC/JCT周辺

都市計画道路などの整備に併せて、沿線に生活利便施設や公共・公益施設等の集積が進み、その周辺には農と住が調和した緑豊かな住宅地が形成されています。

練馬

交通結節機能が強化され、商業、文化、防災機能や公共・公益施設が集積し、にぎわいや交流の生まれる拠点が形成されています。

石神井・大泉学園

交通結節機能が強化され、商業、文化、生活サービス施設等が集積し、利便性の高い拠点が形成されています。

石神井公園の緑やアニメなど、地域資源を生かした取組により、地域の魅力が向上し、交流の生まれるまちが形成されています。

上石神井・外環道青梅街道IC周辺

道路と鉄道との立体化を契機に駅周辺のまちづくりが進み、にぎわいのある市街地が形成されるとともに、外環道ICと地上部街路の整備、団地の更新などにより、利便性が高く緑豊かな地域が創出されています。

東京における土地利用に関する基本方針（平成31年2月）

東京都では、都市づくりのグランドデザインを踏まえた土地利用のあり方に関する基本方針の検討を進めており、平成31年2月に東京都都市計画審議会より基本方針について答申が出されました。今後、都市計画区域マスタープランに反映される予定です。

都市づくりのグランドデザインを踏まえた土地利用の方針

- ・将来の社会経済情勢などの大きな変化にも的確に対応できる都市として、東京は持続的な発展を目指す、等。

厚みとつながりのあるみどりの充実、みどりの量的な底上げと質の向上 地域区分等の特性に応じた土地利用の誘導

・新都市生活創造域

みどりの骨格となる都市計画公園や河川沿いの緑地、街路樹の整備に加え、大規模団地の建替えによる緑化や、都市開発諸制度等を活用した国分寺崖線沿いの樹林や湧水の保全に取り組むとともに、田園住居地域等の活用により、営農意欲の高い農地や屋敷林が特徴ある風景を形成している地域を保全し、厚みとつながりのあるみどりの骨格の形成を促進すべきである。また、農地の保全に当たっては、居住環境と営農環境との調和を図り、地域全体として魅力を向上すべきである。

緑施策の新展開（平成24年5月）

生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性が示されています。生物多様性の保全に向けたあらゆる主体の参画と協力を得ながら、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京を実現するため、以下のような将来像と目標が掲げられています。

将来像

- ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。
- ・豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。
- ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。

目標（2020年）

【まもる】～緑の保全強化～

- ・東京に残された貴重な緑である農地や森林などが保全されている。
- ・生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる。
- ・水質改善の取組が進み、川や海などの水辺空間が、都民により一層身近なものとなっている。

【つくる】～緑のネットワーク化～

- ・2016年までの10年間で1,000haの新たな緑が創出されるとともに、2020年までに新たに都市公園等433haの整備が進むなど、緑あふれる都市東京が実現している。
- ・荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径30kmの緑のリングが形成されるなど、公園や緑地を街路樹や緑化された河川で結ぶ「グリーンロード・ネットワーク」が充実している。

【利用する】～緑の持続可能な利用の促進～

- ・都民、企業、NPOなど、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
- ・緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している。

練馬区およびみどりの概況

地形

区の地形は、海拔約30～50m前後の武蔵野台地により形成され、西側が高く東側に行くにつれて低くなっていますが、ほとんど高低差がなく、なだらかです。

地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっています。洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂れき層から構成されています。

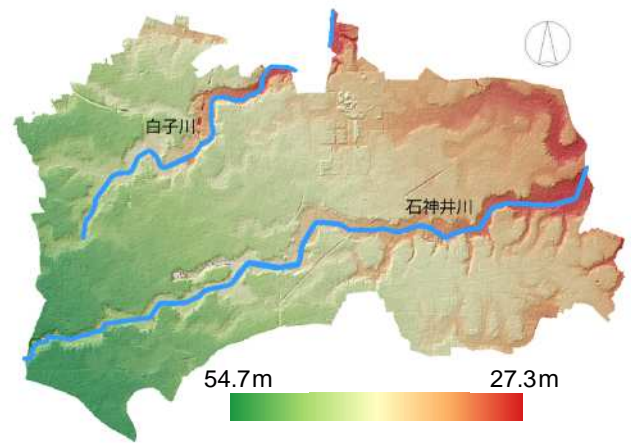


図2 地形図

出典：国土地理院「基盤地図情報」より作成

河川・湧水

区を東西に横断するように、石神井川が流れています。また、東大泉を起点として、白子川が埼玉県に向かい北上しています。いずれも荒川水系に属する一級河川^{注1)}です。現在も河床等から湧水を確認することができます。

昭和30年代から40年代にかけ、都市化に伴い雨水の地下浸透量が減少し、飲用水等のための地下水の揚水量も増加したため、地下水位は大きく低下しました。その後、揚水規制により一定程度まで地下水位は回復し、稻荷山憩いの森等で豊富な湧水を見ることができます。清水山の森にある湧水は、「東京の名湧水57選」に選定されています。



清水山の森の湧水

注1) 一級河川：一級水系（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定されたもの）に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定した河川。

土地利用

周辺の自治体と比較して農用地が多いことが区の特徴であり、その多くは区の一部から北西部にかけて分布しています。

約63%を宅地が占めており、区部全体と比較して宅地の割合が高く、住宅都市の特性が表れています。

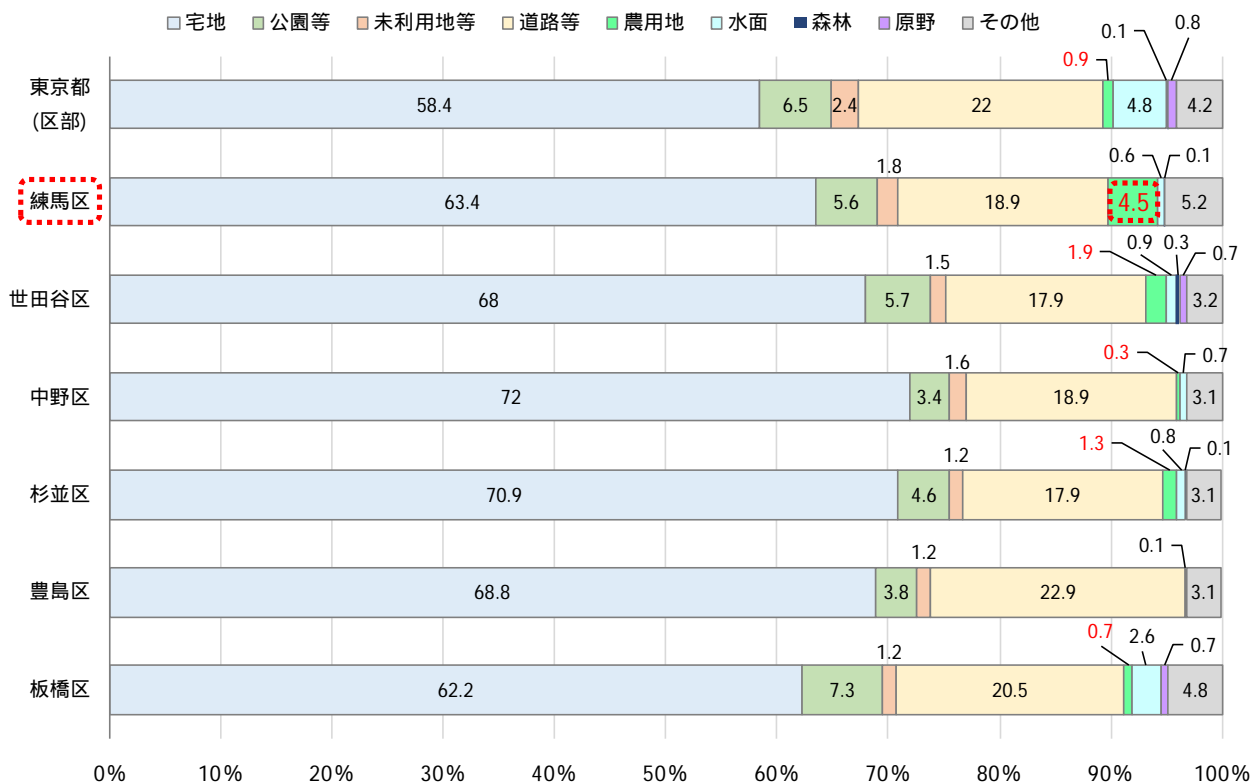


図3 周辺自治体との土地利用の比較

資料：東京都「東京の土地利用(平成28年)」より作成

人口・世帯数

平成31年1月1日現在の区の総人口は732,433人であり、人口密度は15,234人/km²です。区では、平成31年1月の住民基本台帳人口を基準人口とし、人口推計を行いました。

総人口は30年後の平成61年に約761,000人に達し、その後、減少に転じる見込みです。一般的に「高齢化率」と呼ばれている高齢者人口比率^{注1)}は、平成31年1月時点では21.8%ですが、30年後には27.3%に達し、「4人に一人が高齢者」という状況になります。

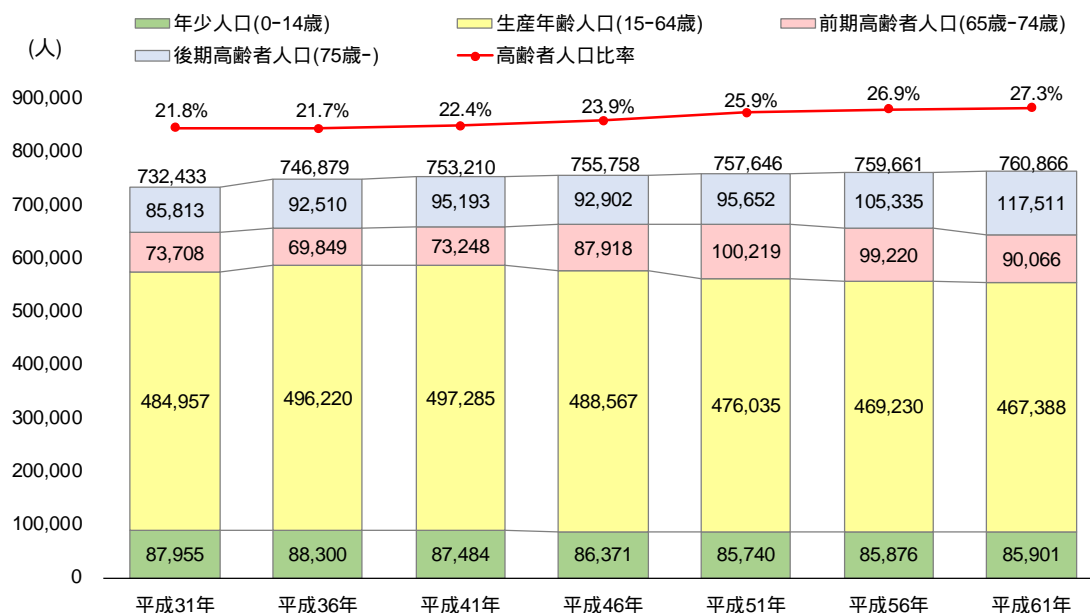


図4 総人口の将来推計人口(平成31年~平成61年)

周辺自治体と15歳未満世帯員のいる世帯の割合を比較すると、子育てをするファミリー層の割合が比較的高いという特徴がみられます。

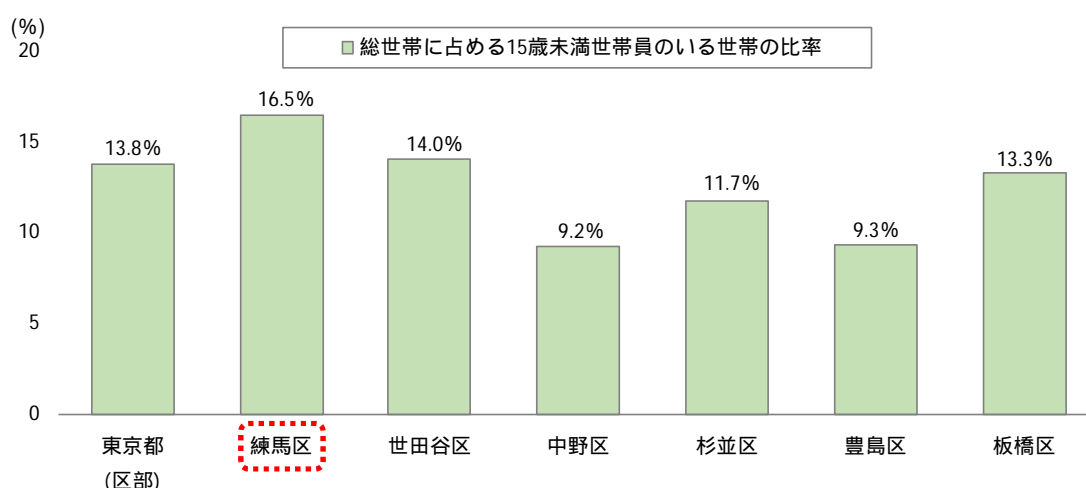


図5 周辺自治体との15歳未満世帯員がいる世帯割合の比較

資料：総務省「平成27年国勢調査」より作成

注1)高齢者人口比率：総人口に占める65歳以上の人口の比率

町丁目別の緑被率

町丁目別の緑被率は、光が丘や大泉学園町等の大規模な公園がある地域や、農地が多くある北西部では高く、宅地や商業地域が広がる南東部や駅周辺では低くなっています。



図6 町丁目別の緑被率

出典：「練馬区みどりの実態調査(平成29年3月)」

町丁目別の樹木地^{注1)}・樹林地の状況

町丁目別の樹木地率は、大規模な公園やとしまえんがある地域が高くなっています。緑被率に比べ、地域的な差はほとんどありません。

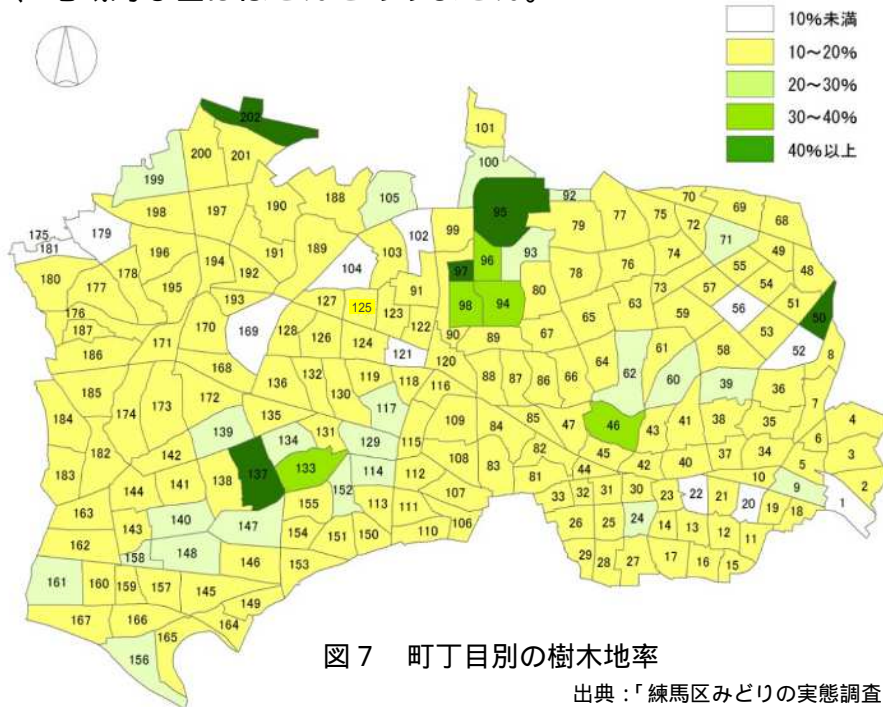


図7 町丁目別の樹木地率

出典：「練馬区みどりの実態調査(平成29年3月)」

注1) 樹木地：樹木地は樹木で覆われている土地のこと。単木であっても含まれ、樹林地とは限らない。

表1 図6および図7の番号(1~100)に対応する町丁目一覧

番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目
1	旭丘一丁目	21	豊玉北四丁目	41	練馬二丁目	61	早宮四丁目	81	貫井一丁目
2	旭丘二丁目	22	豊玉北五丁目	42	練馬三丁目	62	春日町一丁目	82	貫井二丁目
3	小竹町一丁目	23	豊玉北六丁目	43	練馬四丁目	63	春日町二丁目	83	貫井三丁目
4	小竹町二丁目	24	中村一丁目	44	向山一丁目	64	春日町三丁目	84	貫井四丁目
5	栄町	25	中村二丁目	45	向山二丁目	65	春日町四丁目	85	貫井五丁目
6	羽沢一丁目	26	中村三丁目	46	向山三丁目	66	春日町五丁目	86	高松一丁目
7	羽沢二丁目	27	中村南一丁目	47	向山四丁目	67	春日町六丁目	87	高松二丁目
8	羽沢三丁目	28	中村南二丁目	48	錦一丁目	68	北町一丁目	88	高松三丁目
9	豊玉上一丁目	29	中村南三丁目	49	錦二丁目	69	北町二丁目	89	高松四丁目
10	豊玉上二丁目	30	中村北一丁目	50	氷川台一丁目	70	北町三丁目	90	高松五丁目
11	豊玉中一丁目	31	中村北二丁目	51	氷川台二丁目	71	北町四丁目	91	高松六丁目
12	豊玉中二丁目	32	中村北三丁目	52	氷川台三丁目	72	北町五丁目	92	光が丘一丁目
13	豊玉中三丁目	33	中村北四丁目	53	氷川台四丁目	73	北町六丁目	93	光が丘二丁目
14	豊玉中四丁目	34	桜台一丁目	54	平和台一丁目	74	北町七丁目	94	光が丘三丁目
15	豊玉南一丁目	35	桜台二丁目	55	平和台二丁目	75	北町八丁目	95	光が丘四丁目
16	豊玉南二丁目	36	桜台三丁目	56	平和台三丁目	76	田柄一丁目	96	光が丘五丁目
17	豊玉南三丁目	37	桜台四丁目	57	平和台四丁目	77	田柄二丁目	97	光が丘六丁目
18	豊玉北一丁目	38	桜台五丁目	58	早宮一丁目	78	田柄三丁目	98	光が丘七丁目
19	豊玉北二丁目	39	桜台六丁目	59	早宮二丁目	79	田柄四丁目	99	旭町一丁目
20	豊玉北三丁目	40	練馬一丁目	60	早宮三丁目	80	田柄五丁目	100	旭町二丁目

表2 図6および図7の番号(101~202)に対応する町丁目一覧

番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目	番号	町丁目
101	旭町三丁目	121	谷原二丁目	141	石神井台五丁目	161	関町北三丁目	181	西大泉六丁目
102	土支田一丁目	122	谷原三丁目	142	石神井台六丁目	162	関町北四丁目	182	南大泉一丁目
103	土支田二丁目	123	谷原四丁目	143	石神井台七丁目	163	関町北五丁目	183	南大泉二丁目
104	土支田三丁目	124	谷原五丁目	144	石神井台八丁目	164	関町南一丁目	184	南大泉三丁目
105	土支田四丁目	125	谷原六丁目	145	上石神井一丁目	165	関町南二丁目	185	南大泉四丁目
106	富士見台一丁目	126	三原台一丁目	146	上石神井二丁目	166	関町南三丁目	186	南大泉五丁目
107	富士見台二丁目	127	三原台二丁目	147	上石神井三丁目	167	関町南四丁目	187	南大泉六丁目
108	富士見台三丁目	128	三原台三丁目	148	上石神井四丁目	168	東大泉一丁目	188	大泉町一丁目
109	富士見台四丁目	129	石神井町一丁目	149	上石神井南町	169	東大泉二丁目	189	大泉町二丁目
110	南田中一丁目	130	石神井町二丁目	150	下石神井一丁目	170	東大泉三丁目	190	大泉町三丁目
111	南田中二丁目	131	石神井町三丁目	151	下石神井二丁目	171	東大泉四丁目	191	大泉町四丁目
112	南田中三丁目	132	石神井町四丁目	152	下石神井三丁目	172	東大泉五丁目	192	大泉町五丁目
113	南田中四丁目	133	石神井町五丁目	153	下石神井四丁目	173	東大泉六丁目	193	大泉町六丁目
114	南田中五丁目	134	石神井町六丁目	154	下石神井五丁目	174	東大泉七丁目	194	大泉学園町一丁目
115	高野台一丁目	135	石神井町七丁目	155	下石神井六丁目	175	西大泉町	195	大泉学園町二丁目
116	高野台二丁目	136	石神井町八丁目	156	立野町	176	西大泉一丁目	196	大泉学園町三丁目
117	高野台三丁目	137	石神井台一丁目	157	関町東一丁目	177	西大泉二丁目	197	大泉学園町四丁目
118	高野台四丁目	138	石神井台二丁目	158	関町東二丁目	178	西大泉三丁目	198	大泉学園町五丁目
119	高野台五丁目	139	石神井台三丁目	159	関町北一丁目	179	西大泉四丁目	199	大泉学園町六丁目
120	谷原一丁目	140	石神井台四丁目	160	関町北二丁目	180	西大泉五丁目	200	大泉学園町七丁目
								201	大泉学園町八丁目
								202	大泉学園町九丁目

生産緑地の分布状況

生産緑地の多くは、区を中心から北西部に分布しており、特に北西部には大規模な生産緑地が残っています。

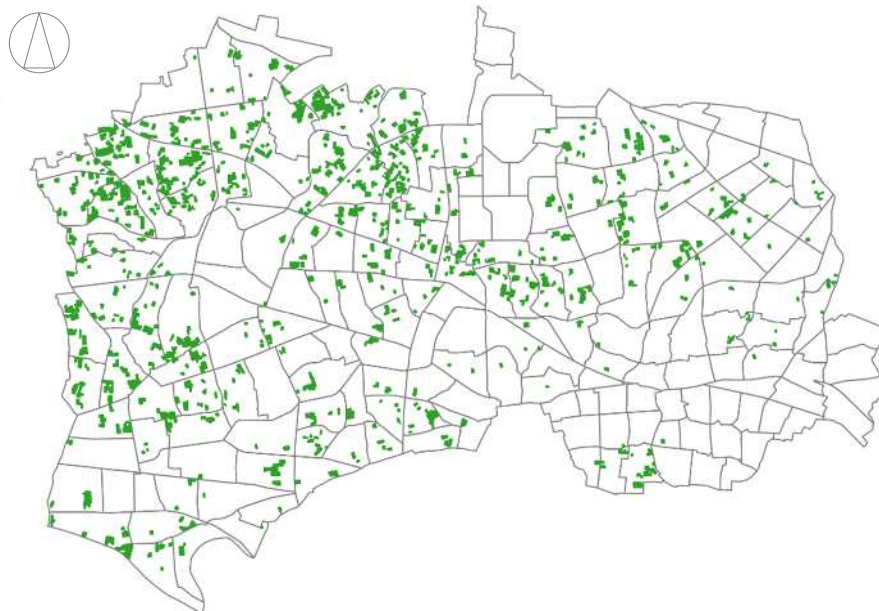


図8 生産緑地の分布図

出典：「練馬区みどりの実態調査(平成29年3月)」

公園の状況

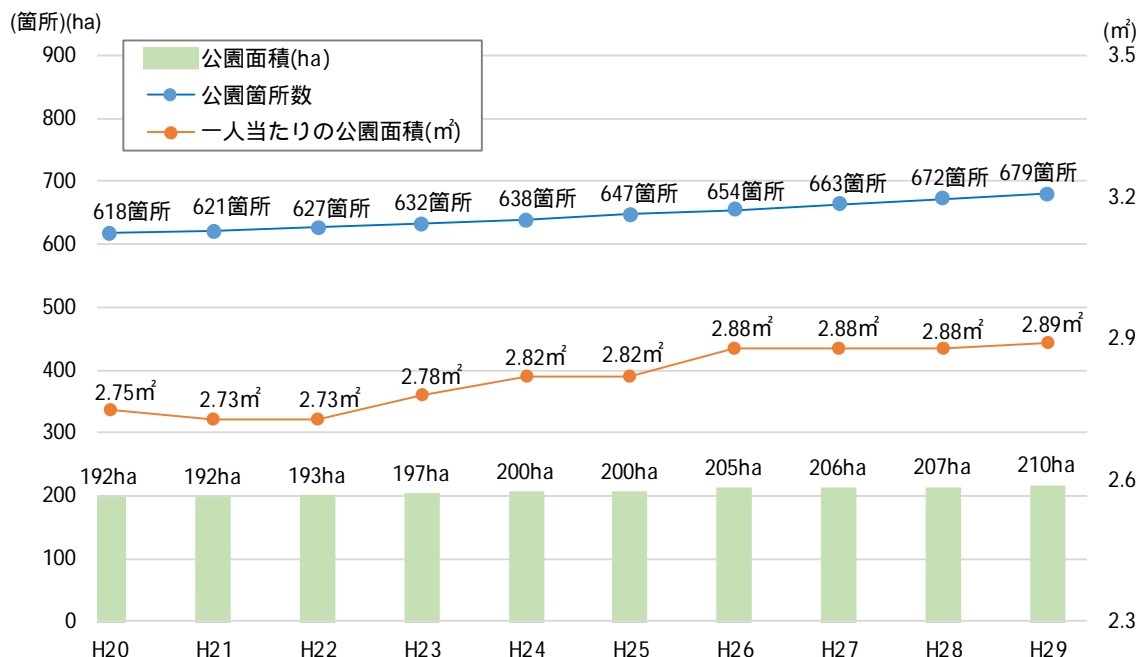


図9 区内の公園面積の推移（都立公園含む）

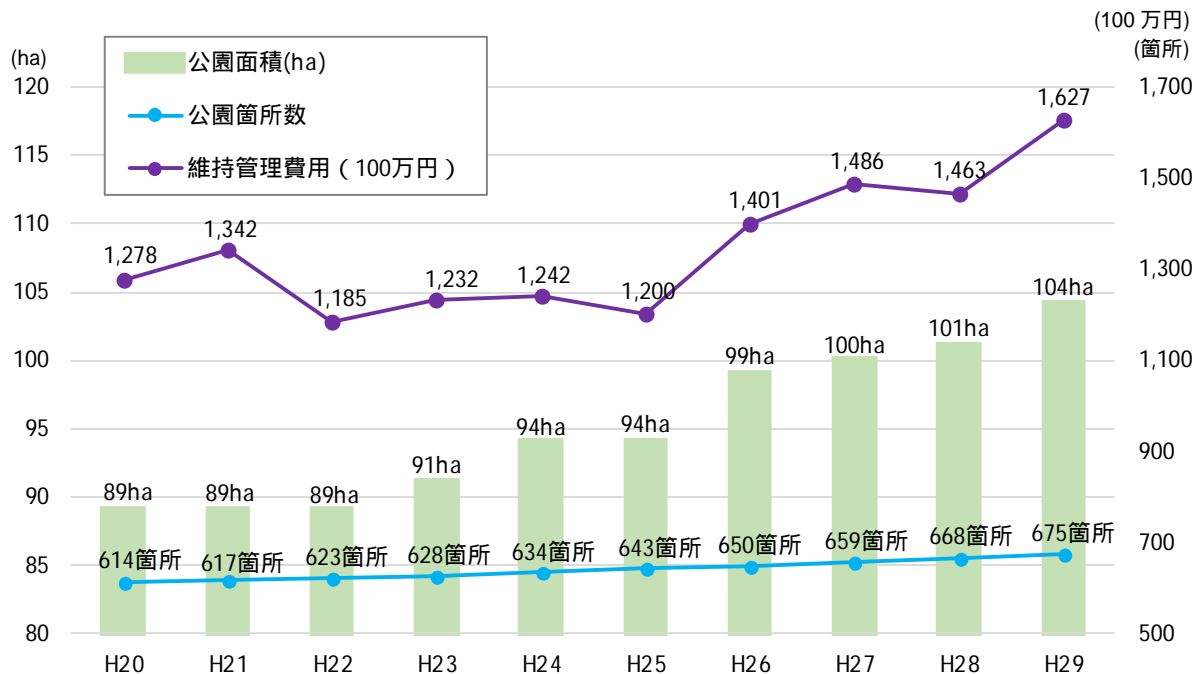


図10 区立公園面積と管理費用の推移

道路・河川の緑化状況

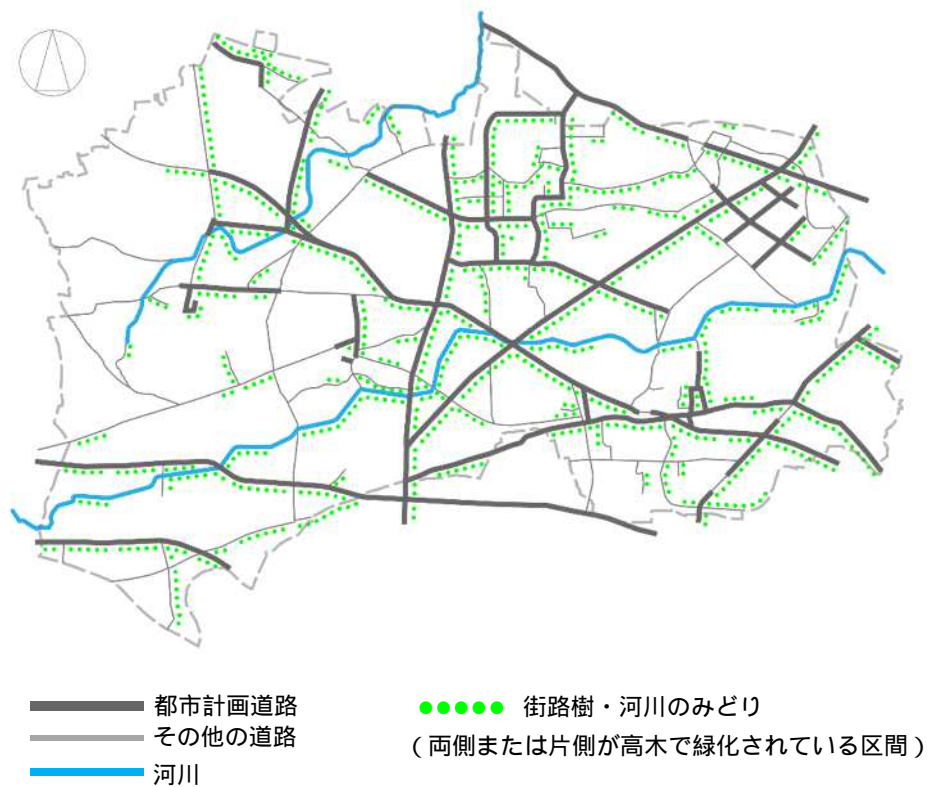


図11 道路・河川の緑化状況図

施策の認知度等

みどりに関する区の制度の認知度

「自主管理公園制度」他いずれの制度においても、「制度を全く知らない」と回答した区民が約7割となっています。

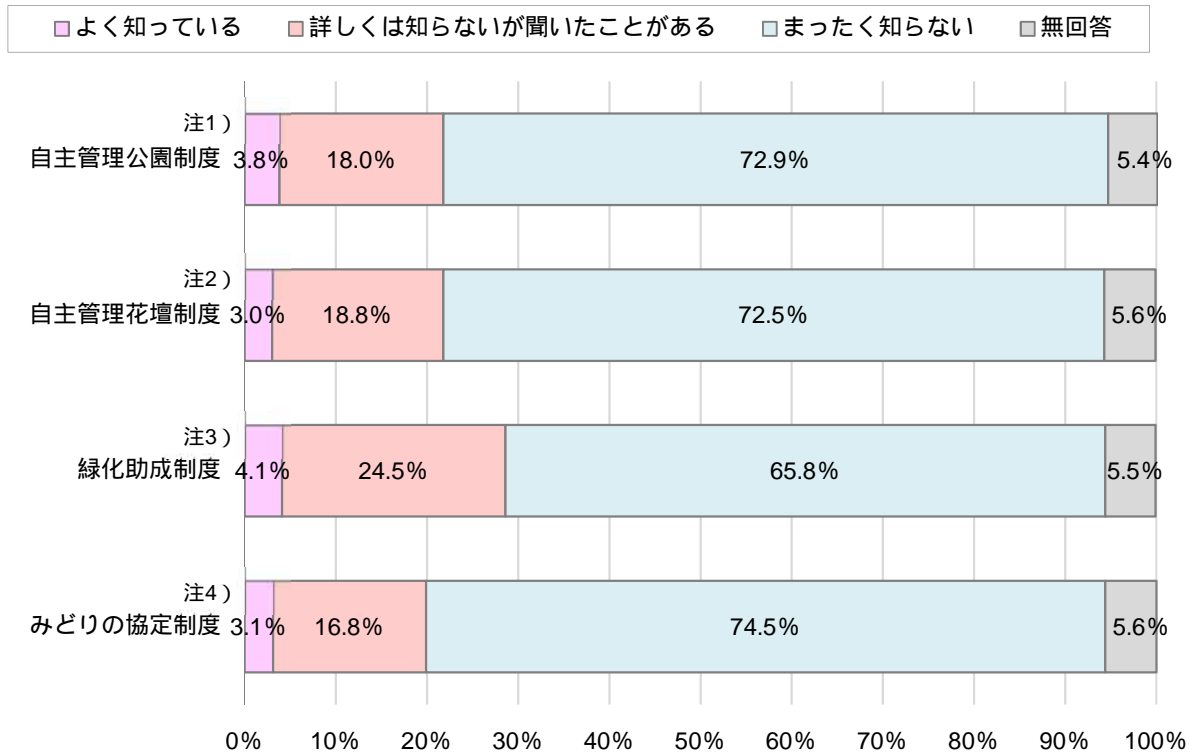


図 12 区が実施しているみどりに関する制度の認知度

資料：「平成28年度区民意識意向調査報告書」より作成

平成30年4月現在、自主管理公園制度に基づき、20団体が27箇所の公園の管理に携わっています。また、自主管理花壇制度に基づき、22団体が花壇づくりの活動をしています。

注1) 自主管理公園制度：地域の住民が公園の清掃等の管理を担う制度。

注2) 自主管理花壇制度：地域の住民が公園の花壇管理を担う制度。

注3) 緑化助成制度：営利目的以外で区民や法人等が、生け垣化、フェンス緑化、沿道緑化、壁面緑化、屋上緑化を行う際に費用の一部を助成する制度。

注4) みどりの協定制度：みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、一定地域内の区民等と区が協定を締結し、区からの苗木の支給等の支援を行い、地域内のみどりの保全や創出を推進する制度。

練馬みどりの葉っぱい基金

平成16年、民有地の樹木等の保全や緑化の推進を目的とした「練馬区みどりを育む基金」を設立し、区民や事業者からの寄付金とまちづくり協力金等により、積立てを行ってきました。清水山の森の整備に2億円を活用し、平成30年5月現在の残高は約18億円です。基金のうち、区民や事業者からの寄付によるものは約6%(約1億2千万円)を占めていますが、寄付件数や寄付額は減少傾向にあります。

練馬みどりの葉っぱい基金への寄付の有無について、「ない」と回答した区民が9割を超えています。

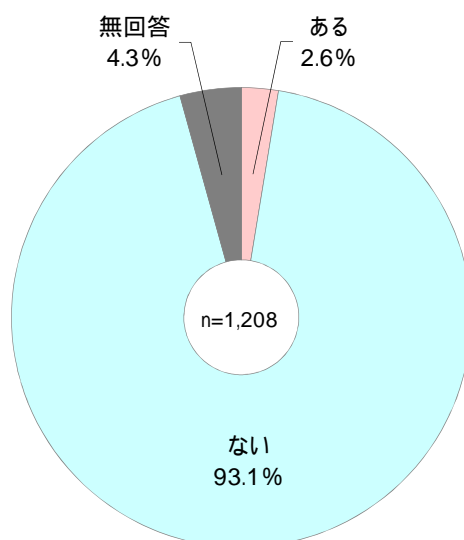


図13 練馬みどりの葉っぱい基金への寄付の有無

資料：「平成30年度区民意識意向調査報告書」より作成

練馬区緑化委員会の答申

練馬区緑化委員会は、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、みどりの保全および創出に関する重要な事項を調査審議するための付属機関です。本計画の改定にあたり、緑化委員会から以下の答申が出されました。

30練緑委第3号

平成30年10月19日

練馬区長 前川 耀男 様

練馬区緑化委員会

会長 金子 忠一

諮問第189号 練馬区みどりの基本計画の改定について（答申）

平成28年7月15日付け28練環推第500号で諮問のあった「練馬区みどりの基本計画の改定について」は、第158回練馬区緑化委員会で慎重審議の結果、結論を得たので意見を添えて答申します。

答 申

諮問第189号 練馬区みどりの基本計画の改定について

上記計画の改定にあたっては、別紙「(仮称)練馬区みどりの基本計画改定骨子」にもとづき、策定されたい。

意 見

- 1 緑視率の向上の指標となる地点の選定にあたっては、みどりのネットワーク形成において重要な地点・地区を検討されたい。
- 2 計画は、区民にとってわかりやすい構成や工夫に留意し、みどりに関する区民協働を推進することに努められたい。

別紙「(仮称)練馬区みどりの基本計画改定骨子」は、練馬区ホームページ/第158回練馬区緑化委員会【みどり推進課】(平成30年10月19日)で、ご覧になれます。

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/kaigiroku/kouen/ryokka/kaigiroku/158_ryokuka.html

練馬区みどりの区民会議の提案

「練馬区みどりの区民会議」で提出された17の提案は、本計画の施策として以下のように反映しています。

17の提案	施策
剪定や維持管理方法を良くして、質の高いみどりにしよう！	
提案1：公園・道路ごとのガイドラインづくり	施策1-12 樹木の適切な育成と更新
提案2：適切な管理への理解を広げる情報発信	施策1-12 樹木の適切な育成と更新 (施策2-2 みどりの果たしている役割の周知)
提案3：お困り解決隊！レベルアップ剪定講座	施策2-4 みどりを守り育てる人材や団体の育成
提案4：やる気を活かす、「協働」の窓口開設	施策2-4 みどりを守り育てる人材や団体の育成 施策2-7 区民による主体的な取組への支援と交流の推進
落ち葉や剪定枝を迷惑物ではなく、練馬の宝・資源としよう！	
提案5：落ち葉のリサイクルで野菜をゲット	【今後検討】
提案6：若者落ち葉スターズ、 落ち葉・雨樋そうじ	【今後検討】 (施策2-1 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充)
提案7：まちの木はみんなの木！ ねりま落ち葉まつり	(施策2-7 区民による主体的な取組への支援と交流の推進)
提案8：区民会議落ち葉対策チーム	(施策2-1 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充) (施策2-7 区民による主体的な取組への支援と交流の推進)
公園・憩いの森・花壇を区民がもっと自由に使えるようにしよう！	
提案9：区民が地域のみどりを調査& ニーズを把握	施策1-9 暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくり 施策2-3 公園や憩いの森の区民管理の拡充
提案10：地域に1つ「みんなの庭クラブ」 で公園運営	
提案11：ポイント制ボランティアで地域還元	【今後検討】
提案12：公園の自由化、公民連携の公園運営	施策1-11 民間の発想を活かした公園の管理運営
お庭・屋敷林・農地等を地域の共有財産として育てていこう！	
提案13：ご近所版みどりの区民会議	施策1-6 地域ぐるみでの緑化の推進
提案14：みどりのお手伝いネットワークづくり	施策2-1 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充
提案15：みどりを守る制度の見直し	施策1-4 憩いの森・街かどの森の拡充
提案16：みどりのある土地マッチング	(施策1-7 みどり豊かな開発の促進)
提案17：農家の顔が見える身近な農LIFEを实践	(施策1-2 都市農地の保全)

()は一部関連する施策

練馬区みどりの区民会議の詳細については、
練馬区ホームページ/みどりの区民会議で、ご覧になれます。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/midori/seido/28kuminkaigi.html>

緑視率の調査方法

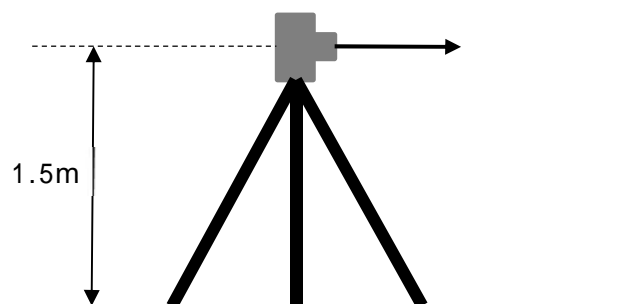
緑視率とは

人の視野に近い、地上からの高さ 1.5m、焦点距離 24mm (35mmフィルム換算) の範囲を写真撮影し、その写真に占めているみどりの面積の割合を緑視率といいます。

みどりの面積 / 写真の面積 (幅 × 高さ) = 緑視率

撮影方法

カメラを地面に対して平行に固定し、撮影します。



緑視率算出のイメージ



緑視率 27.5%

調査地点

平成 28 年度みどりの実態調査での 34 か所に加え、他自治体の事例や専門家等の意見を参考に、調査地点の追加を検討します。

都市計画公園・緑地の整備方針

都市計画公園・緑地の整備方針は、東京都と区市町が合同で、平成18年に策定した後、平成23年に改定しました。「緑確保の総合的な方針」などと一体となって、東京における水と緑のネットワークの形成を目指し、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取組の方針を明らかにしています。

整備方針では、公園・緑地の機能・役割と、効果的なネットワークの形成の観点から平成32年度までに優先的に事業を進める「重点公園・緑地」を選定し、「優先整備区域」を示しています。

表3 練馬区事業 「重点公園・緑地」「優先整備区域」一覧

重点公園・緑地名称 (主な開園名称)	区域 (町丁目まで)	優先整備区域 面積 (m ²)	進捗状況
大泉町公園 (大泉橋戸公園)	練馬区大泉町二丁目	2,100	完了
三原台第二公園 (三原台ののはな公園)	練馬区三原台二丁目	1,000	
北大泉公園 (大泉町もみじやま公園)	練馬区大泉町一丁目	2,800	
大泉井頭公園 (大泉井頭公園)	練馬区東大泉七丁目	14,500	
大泉学園町北公園 (大泉学園町希望が丘公園)	練馬区大泉学園町九丁目	10,000	事業中
中村中央公園 (中村かしわ公園)	練馬区中村一丁目	15,000	完了
羽沢緑地 (こどもの森緑地)	練馬区羽沢二丁目	8,800	事業中
中里郷土の森緑地 (中里郷土の森緑地)	練馬区大泉一丁目	2,500	完了
練馬総合運動場公園	練馬区練馬二丁目	28,800	完了
高松農の風景公園	練馬区高松一丁目 および二丁目	7,800	事業中
牧野記念公園 (牧野記念庭園)	練馬区東大泉六丁目	400	完了
上石神井三丁目公園	練馬区上石神井三丁目	6,300	事業中
下石神井五丁目公園	練馬区下石神井五丁目	2,000	完了

緑確保の総合的な方針

緑確保の総合的な方針は、東京都と区市町村が合同で、平成22年に策定し平成28年に改定しました。「都市計画公園・緑地の整備方針」と車の両輪となって、主に民有地の既存の緑をまちづくりの観点から保全していくことを取りまとめる行政計画です。方針は、「既存の緑を守る方針」と「緑のまちづくり指針」から構成されています。

「既存の緑を守る方針」では、既存の緑を屋敷林や農地などに分類し、平成31年度までに以下の水準で確保する緑を抽出しています。

水準1：緑地の買収により保全するもの又は法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

水準2：法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

水準3：行為の届出や緑地の所有者との間で保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの

表4 練馬区 確保地一覧（平成22年5月公表分）

系統	水準	所在地	面積（ha）	進捗状況
屋敷林	1	羽沢三丁目	1.25	確保済
屋敷林	1	大泉町一丁目	0.25	確保済
屋敷林	2	羽沢三丁目	0.15	確保済
河川・上水・用水・水路等	1	大泉一丁目	0.44	確保済
河川・上水・用水・水路等	1	南田中五丁目	0.04	確保済
農地	2	大泉町二丁目	0.24	
農地	2	大泉学園町八丁目	未定	

確保済とは、水準に応じた都市計画決定等がなされたことをいいます。

表5 練馬区 確保地一覧（平成28年3月追加分）

系統	水準	所在地	面積（ha）	進捗状況
屋敷林	1	南田中四丁目	0.13	
屋敷林	1	石神井台八丁目	0.38	
屋敷林	1	東大泉七丁目	0.16	
河川・上水・用水・水路等	1	土支田四丁目	2.17	
農地	1	高松一丁目	0.37	確保済
農地	1	高松二丁目	0.41	確保済
農地	1	土支田二丁目	0.25	
農地	1	谷原一丁目	0.33	確保済
農地	1	谷原六丁目	0.33	
農地	1	南大泉四丁目	0.29	確保済
農地	2	大泉学園町三丁目	0.30	確保済
系統外	1	東大泉六丁目	0.04	確保済
系統外	1	東大泉七丁目	0.19	
系統外	1	東大泉七丁目	0.15	
系統外	1	大泉学園町二丁目	0.14	
系統外	1	大泉学園町四丁目	0.10	
系統外	1	上石神井三丁目	0.63	確保済
系統外	1	下石神井五丁目	0.13	確保済
系統外	1	大泉町一丁目	0.04	確保済
系統外	1	練馬二丁目	3.08	確保済

確保済とは、水準に応じた都市計画決定等がなされたことをいいます。

区民とともに練馬のみどりを未来へつなぐ
練馬区みどりの総合計画

平成31年（2019年）4月

発行 練馬区環境部みどり推進課

〒176 - 8501 練馬区豊玉北6 - 12 - 1

電話 03 - 5984 - 1659（直通）

FAX 03 - 5984 - 1227

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp>

新元号の施行前に作成したため、平成31年度以降の年次についても、「平成」で表示しています。